

四日市市告示第462号

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年 8月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ激励金交付要綱（平成30年四日市市第216号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象となる大会)</p> <p>第2条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 国民体育大会又は<u>全国障害者スポーツ大会</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第1号、第2号又は第4号に該当する大会であっても、次の各号に掲げるものについてはこの要綱を適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 三重県が結団する選手団の一員として参加する大会（国民体育大会及び<u>全国障害者スポーツ大会</u>は除く。）</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(交付対象となる大会)</p> <p>第2条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 国民体育大会</p> <p>(4) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第1号、第2号又は第4号に該当する大会であっても、次の各号に掲げるものについてはこの要綱を適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 三重県が結団する選手団の一員として参加する大会（国民体育大会は除く。）</p> <p>(4) (略)</p>

改正後
別表 スポーツ激励金交付基準（ <u>第5条</u> 関係）

1 国際大会・全国大会・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に対する激励金

区分	内容説明	交付金額
(略)		
(4)	国民体育大会・ <u>全国障害者スポーツ大会</u> に出場する場合	1人：5,000円

(略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

改正前

別表 スポーツ激励金交付基準（第4条関係）

1 国際大会・全国大会・国民体育大会に対する激励金

区分	内容説明	交付金額
(略)		
(4)	国民体育大会に出場する場合	1人：5,000円

(略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)